

川崎市教育委員会会議規則の一部改正について

改正の概要

- ①教育委員会会議にオンラインで出席できるようにすること
- ②教育委員会会議を公開しないこととする基準を明確にすること

①教育委員会会議にオンラインで出席できるようにすること

1 現在

委員は、指定の日時に、指定された場所に参集する必要がある。

【問題点】

次のような事情があっても参集できなければ欠席

- ①公共交通機関の事故
- ②遠隔地出張中
- ③会議時間は大丈夫だが移動時間が取れない

2 改正後

①「会議場のパソコン」と「オンライン出席する委員のパソコン」とで映像と音声を共有化する方法により、会議に出席したものとみなす。

- ②質疑・討論に参加することは可能
- ③賛否の発言や挙手による採決に加わることも可能

- ④あらかじめ届出が必要
- ⑤議案・関係書類を会議の当日に書面で交付する必要がある事件は対象外
- ⑥記名投票及び無記名投票による採決に加わることができない。

【参考】オンライン出席イメージ



②教育委員会会議を公開しないこととする基準を明確にすること

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(会議)

第14条

7 教育委員会の会議は、**公開**する。ただし、**人事に関する事件その他の事件**について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを**公開しない**ことができる。

(1) この規定の趣旨は、教育委員会が地域住民に対して**積極的に情報提供**を行い、教育委員会としての**説明責任**を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する**理解と協力**を得る観点から、教育委員会の会議は原則として公開とするもの

(2) 具体的にどのような案件について会議を公開とするかは、教育委員会の判断による。

4 川崎市教育委員会会議規則（現行）

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開とする。ただし、**人事に関する事件その他の事件**については、これを非公開とすることができる。

5 教育委員会会議規則の一部改正の理由

特に非公開とする報告が増えていることから、**会議を公開しないこととする基準**について、その決定権を有する教育委員会が定める**教育委員会規則において明確**にする必要があるため

6 年度ごとの会議の議事・報告件数と非公開数（率）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4
議事件数	76	82	86	93	92	81	69	57	55	60
うち 非公開	38	35	36	39	37	44	42	31	23	29
議 事 非公開率	50%	43%	42%	42%	40%	54%	61%	54%	42%	48%
報告件数	83 (71)	85 (72)	76 (65)	82 (69)	73 (60)	75 (60)	75 (64)	66	62	79
うち 非公開	29 (18)	25 (12)	24 (13)	34 (22)	22 (10)	30 (18)	31 (21)	23	24	39
報 告 非公開率	35% (25%)	29% (17%)	32% (20%)	42% (32%)	30% (17%)	40% (30%)	41% (33%)	35%	39%	49%
合 計	165 (153)	184 (171)	171 (160)	182 (169)	169 (156)	160 (145)	147 (136)	128	122	144
うち 非公開	67 (56)	60 (47)	60 (49)	73 (61)	59 (47)	74 (62)	73 (63)	54	47	68
合 計 非公開率	41% (37%)	33% (28%)	35% (31%)	40% (36%)	35% (30%)	46% (43%)	50% (46%)	42%	39%	47%

※H25～H31のカッコ内の数字は、令和2年度の規則改正（教育長専決の報告を原則不要としたもの）を反映させた数字